

## 税 市税

### 居住用財産(住宅・家財)が損害を受けた場合

内 容	損害の程度と前年の合計所得金額に応じて市・県民税(災害を受けた日以後の納期分に限る)の8分の1から全額を減免
対 象	前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、居住用財産(住宅・家財)が損害を受けた方(住宅・家財への損失額が一定程度以上)
必要書類	減免申請書、「住家」のり災証明書(コピー可)、保険金・損害賠償金などによる補てん金額が分かる書類(保険金の補てんがある場合)など
手 続 先	区役所税務課へ

### 農業収入に損失があった場合

内 容	農業所得にかかる税額の10分の2から全額を減免
対 象	前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、農業所得以外の所得が400万円を超えない方で農作物の減収が著しく見込まれる方
必要書類	「農林水産業関係」のり災証明書(コピー可)、農業共済金・損害賠償金などによる補てん金額が分かる書類(保険金の補てんがある場合)など
手 続 先	区役所税務課へ

### 地震で被害を受けた方へ 市税の納付について

地震による被害を受け、市税の納付が困難な方は、その状況により市税を分割などで納めていただくことができます。

詳しくは、区役所税務課(中央区は納税課 ☎096-328-2204)へご相談ください。



## 国民健康保険・後期高齢医療保険料

### 保険料を減免します

対象の方は申請することで保険料の一部または全額が減免されることがあります。

対 象	住宅・家財に著しい損害を受けた方
内 容	災害により支払いが困難になった国民健康保険料および後期高齢者医療保険料を被害状況に応じて減免
申込み	り災証明書(コピー可)、印鑑を持参し、区役所区民課へ ※り災証明書は被害の程度が半壊以上のものが対象です。 ※国民健康保険料の場合は、6月中旬発送の納付決定通知書を受け取り後おこしください。

### 一部負担金を免除します

期 間	7月末までに受診した医療費
対 象	国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者の方で以下のいずれかに該当する方 ・住家の全半壊、全半焼、または、これに準ずる被災をしたこと ・主たる生計維持者が死亡し、または、重篤な傷病を負ったり、行方不明であること ・主たる生計維持者が事業を廃止・休止したことや失職して現在収入がないこと
内 容	医療費の一部負担金(窓口負担)の支払いを免除(後日申告内容を確認することがあります)
申込み	受診当日に医療機関窓口で申告

詳しくは、区役所区民課へ



## 年金保険料

### 国民年金保険料の免除

熊本地震で被災された方は、本人からの申請に基づき国民年金保険料が全額免除になります。

免除期間	平成28年3月分～平成30年6月分 ※平成28年7月分以降は改めて免除申請が必要です。
免除対象	被災に伴い、住宅・家財・その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方など ※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、区役所区民課、総合出張所または熊本西年金事務所にお問合せください。
必要書類	①年金手帳(お持ちでない場合も可)、②国民年金保険料免除申請書、③被災状況届(国民年金保険料免除申請用) ※②③は各窓口および熊本西年金事務所にあります。

(国保年金課 ☎096-328-2280)



## 上下水道

水道料金および下水道使用料の減免など

### 断水期間(4月14日～30日)に水道または下水道を使用されていた(契約中であつた)方へ

内 容	基本料金1か月分(断水への措置)および水量10m <sup>3</sup> (地震による濁水解消のための排水量分への対応)を限度とし水道料金および下水道使用料を減額
減額対象月	6月検針地区は7月または8月請求分、7月検針地区は8月請求分
申 込 み	不要

### 地震で家屋半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方へ

#### り災後も継続して水道または下水道を使用されている方

奇数月検針地区の方は6～7月請求分を免除し、7月・9月定期検針で使用がない場合は、その分の水道料金および下水道使用料を免除。  
偶数月検針地区の方は7～8月請求分を免除し、8月・10月定期検針で使用がない場合は、その分の水道料金および下水道使用料を免除。

#### り災後水道または下水道の使用を中止された方

4月14日に遡って使用を中止されたこととし、前回検針(2月または3月)分および前回検針日～4月14日までの水道料金および下水道使用料を免除。

必要書類 り災証明書(コピー可)

申 込 み 上下水道局料金課へ(り災証明書の取得が可能となり次第申請してください。申込みが遅れた場合でも遡って減免を行います。)

### 給水装置の破損による漏水量を減額します

内 容	漏水により増加した使用水量を前年同期などの使用水量に減量
必要書類	減免申請書など
申 込 み	上下水道局料金課へ

詳しくは、上下水道局料金課お客さまセンター(☎096-381-1118)へ